

# 次世代育成支援対策 特定事業主行動計画

喜界町長  
喜界町議会議長  
喜界町選挙管理委員会  
喜界町監査委員  
喜界町農業委員会  
喜界町教育委員会教育長

令和2年4月

# 特定事業主行動計画

## I 総論

### 1 目的

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

これまでの計画が、令和元年度をもって計画期間を満了したことから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする新たな計画を策定し、これまでと同様に職員が仕事と子育ての両立を図ることが出来るように取り組む。

### 2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

### 3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事担当者等を構成員とした行動計画策定・推進委員会を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- ③ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。
- ④ 啓発資料の作成・配布、研修の実施等により、行動計画の内容を周知する。
- ⑤ 本計画の実施状況については、行動計画策定・推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

## II 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠及び出産後における配慮
-------------------

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。
- ⑤ 不妊治療には、経済的支援も必要であるが、島内での受診ができない場合は、かなりの時間を要するため、設けられている特別休暇等の制度について

周知を図る。

## (2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- ① 父親が子どもの出生時に2日間の特別休暇を取得しやすいようにする。
- ② 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

## (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

### ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を各部局に通知・配布し、制度の周知を図る。
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

### イ 男性の育児休暇等の取得促進

- ① 男性職員の育児休暇等の取得促進について特に周知を図り、配偶者が出産した際、個別に周知を図る。
- ② 子を養育する男性職員を対象とした「男性職員の育児研修会等」を実施する。
- ③ 育児休暇取得を想定し、職員手当、昇給、昇格等への影響を調査しつつ制度改正を検討し、男性職員の育児休業取得の推進に努める。

### ウ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。
- ② 人事担当部署から定期的に育児休業等の制度の趣旨を周知し、職場の意識改革を図る。

### エ 育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用

- ① 部内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。
- ② 保育士・幼稚園教諭等有資格者の人材バンクの設置

### オ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休暇中の職員に対して、当該部署から休業期間中の会報誌や通知の送付等を行い、さらに定期的に情報交換を行う等、休業中の職員の支援に努める。

## (4) 超過勤務の縮減

### ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の

#### 制限の制度の周知

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

#### イ 事務の簡素合理化の推進

- ① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

#### ウ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 人事当局は、各部局・課室ごとの超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して幹部職員に報告し、幹部職員の超過勤務に関する認識の徹底を図る。

#### エ ノー残業デーの実施

- ① ノー残業デーについて、通知文書及び管内放送等により一層の周知・啓発を行い、職場の意識改革を図る。
- ② 定時退庁ができない職員が多い部署を人事担当部署が把握し、所属長からヒアリングを行った上で指導を行い、定時退庁の促進を図る。

#### オ その他

- ① 超過勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。又、メンタル不調に陥らないよう、希望者についてカウンセリングの実施を行う。
- ② 長時間の超過勤務者に対する代休、遅出出勤を実施する。
- ③ 以上のような取組を通じて、各職員の超過勤務時間数について、職員の時間外勤務等取扱適正化規程に定める上限目安時間の月45時間、年360時間以内に努める。

### (5) 休暇の取得の促進

#### ア 年次休暇の取得の促進

- ① 管理者に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、年5日以上計画的な年次休暇の取得を指導させる。
- ② 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、チーム制導入のメリットを活用し事務処理において相互応援ができる体制を整備する。
- ③ 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。
- ④ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。また、県等へ旧暦お盆の周知、協力依頼を行う。
- ⑤ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得推進を図る。

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

### (1) 子育てバリアフリー

- ① 外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。
- ② 施設利用者等の実情を勘案して、授乳室の設置を必要に応じて行う。
- ③ 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応及び子どもスペース（庁舎ホール）の充実を図る。

### (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

#### ア 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ① 交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。
- ② 公用車の運転手に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。

#### イ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- ① 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

#### ウ 子どもの体験活動等の支援

- ① 子ども子育てに関するスポーツやレクリエーション活動等の地域貢献活動に関して、職員の積極的な参加を支援する。